

千葉県報

定例
令和5年7月14日

第13854号

千葉県報

令和5年7月14日(金曜日)

主要目次

告示	生活保護法等に基づく指定施術者の指定	一
告示	土地改良区定款の変更認可(二件)	一
告示	漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(二件)	二
告示	漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅	二
告示	道路区域の変更	二
告示	選挙管理委員会告示	二
告示	習志野市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	三
告示	令和五年度土採取現場責任者試験の実施	四
告示	令和五年度職業訓練指導員試験の実施	四
告示	建設業法に基づく処分	五
告示	基本測量の終了	六
告示	公共測量の終了(四件)	六
告示	特定調達公告	六
告示	落札者等の公告	六

告示

千葉県告示第二百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和五年七月十四日

氏名	施術者
住所	所在地
指定年月日	

千葉県知事 熊谷 俊人

議員 弥史	三嬉整骨院	木更津市本郷一の八の一〇	令和五年一月一日
寺崎 信二	寺崎信二	松戸市六実七の三の九	"
曾根 準也	アースケアかつしかはり灸マッサー	東京都葛飾区立石六の一六の二	"
三平 智行	マッサー ジレイス	千葉県稲毛区山王町九四の一四	"
治療院 千葉稲毛区			

千葉県告示第二百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市海上土地改良区の定款の変更を令和五年七月六日付けで認可した。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、千倉町金沢土地改良区の定款の変更を令和五年七月六日付けで認可した。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百八十七号

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一条第二項の規定により、小型定置網漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

制限措置の内容

- 漁業種類
小型定置網漁業
- 漁業時期
周年
- 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
------	-----------	-------------

<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三五度五分五〇秒、東経一三九度四九分八秒の点</p> <p>イ 北緯三五度五分五四秒、東経一三九度四九分三七秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度五分三八秒、東経一三九度四九分四五秒の点</p> <p>エ 北緯三五度五分三〇秒、東経一三九度四九分一九秒の点</p>	<p>この項の操業区域の欄に掲げる操業区域内に設定されている第一種共同漁業権の漁場の区域に接する地域に住所を有する者。ただし、当該操業区域内に設定されている第一種共同漁業権を有しない者については、当該操業区域内に設定されている第一種共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。</p>	<p>一人</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三五度二分四八秒、東経一三九度四八分一四秒の点</p> <p>イ 北緯三五度二分四一秒、東経一三九度四八分三九秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度二分二三秒、東経一三九度四八分三〇秒の点</p> <p>エ 北緯三五度二分二八秒、東経一三九度四八分八秒の点</p>	<p>〃</p>	<p>一人</p>

二 許可を申請すべき期間
令和五年七月十四日から八月十三日まで

千葉県告示第二百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、地びき網漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

<p>一 制限措置の内容</p> <p>1 漁業種類 地びき網漁業</p> <p>2 漁業時期 周年</p> <p>3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>操業区域 共同漁業権共第十八号（平成二十五年九月一日免許）の漁場の区域</p>	<p>この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者。ただし、当該操業区域内に設定されている第一種共同漁業権を有しない者については、当該操業区域内に設定されている第一種共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。</p>	<p>許可をすべき漁業者の数 一人</p>
--	--	---------------------------

二 許可を申請すべき期間
令和五年七月十四日から八月十三日まで

千葉県告示第二百八十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三條の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和元年七月十三日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和五年七月十二日付けで消滅した。

令和五年七月十四日

天羽加入区

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和五年七

月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百五十六号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
我孫子市布佐 字宮作一、一 六九番五地先 から一、一五 九番六地先ま で	前 後	八・五六メートルから 九・七四メートルまで 九・五七メートルから 一一・六七メートルまで	一六四・二二メートル

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第四十号

令和五年五月二十四日付けをもって習志野市谷津三一八一七平川博文から提出のあつた同年四月二十三日執行の習志野市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和五年七月十四日

千葉県選挙管理委員会委員長 藤 野 秀 樹

裁 決 書

千葉県習志野市谷津 3-18-7
審査申立人 平川 博文

上記審査申立人から、令和5年5月24日付けをもって提起された同年4月23日執行の習志野市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会では次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

事 案 の 概 要

1 事案の要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和5年4月23日執行の習志野市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）について、同年5月5日に習志野市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をした

ところ、市委員会は同月9日にこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をし、同月10日に決定書の要旨を告示し、同月11日に申立人に対して決定書を交付した。

申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

当事者の主張の要旨

1 申立人の主張

習志野市の選挙開票作業は、平成19年6月27日千葉検察審査会から「習志野市の開票作業にあたる公務員の態度や姿勢は、明らかにルール違反を犯しており、強く反省を求めたい。選挙に対する認識の甘さを猛省し、今後、標を正した改善を市民に示さなければ、市民の市政に対する不信任は払拭されない」との指摘を受けてきた。

平成18年10月6日のテレビ朝日報道で、ビデオ映像解説の専門家の東京理科大学の半谷教授は、習志野市の開票作業は、市民に対する重大な裏切り行為があると指摘した。

2人の元習志野市議会議員の証言によると、当選者のリストと当選順位は、あらかじめ作成されており、大騒ぎにならない様に操作している。

公務員のイエスマンにならない市議会議員は、市役所公務員による強固な犯罪組織の中で落選させ、抹殺する。不正開票選挙の実行者は、選挙候補者ではなく、市役所公務員。昇給・昇格のためには手段を選ばない一部の市役所公務員が存在する。候補者個人の選挙違反と比べて、はるかに巧妙、悪質と言える。期日前投票箱は、だれが、どのように保管しているのか。

令和5年3月3日、習志野市の期日前投票箱の管理に対する選挙管理委員会への市議会本会議での一般質問では、答弁拒否が続いた。

以上の点から、各候補者の得票数の再計算を要求する。とくに、トップ当選の立憲民主党の木村孝候補と公明党の木村孝浩候補の有効得票数、無効得票数の再計算を要求する。30名の当選者の有効投票数の内、同じ筆跡の記名が大量に存在しているか否かの再計算を要求する。さらに、落選者の有効得票数の再計算を要求する。

2 市委員会の主張

申立人は、期日前投票箱の管理などに疑念を抱き、それをもって選挙の効力は無効と主張し、各候補者の得票数の再計算や有効投票において同じ筆跡の投票用紙が大量に存在しているか否かの確認などを要求している。しかし、選挙に不正行為があった事実については、申立人が立証する責任を負うが（最高裁判所昭和23年7月29日判決参照）、この点、申立人からこれらを裏付ける具体的、客観的な証拠は何ら示されておらず、不正を疑うに足る合理的理由は見当たらない。よって、申立人の臆測に基づくと判断せざるを得ない。

また、申立人はその他の主張もしているが、いずれも上記判断を左右するものではな

い。よって本件審査申立を棄却する裁決を求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、市委員会から弁明書及び証拠書類を、申立人から反論書及び証拠書類をそれぞれ徴するなど、慎重に審理し、その結果は、次のとおりである。

1 判断基準について

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

もつとも、上記可能性は、主観的な可能性ではなく、客観的なものでなければならず、また、異動の可能性のあるような違法があつても、具体的事実につき異動を及ぼすことがなかったことが充分立証される場合は、異動を及ぼすおそれがない場合と考えるべきである（「逐条解説公職選挙法改訂版（下）（株式会社ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著」1, 790ページ参照）。

そして、これらの無効原因及び選挙の結果に異動を及ぼすおそれに該当する事實は、選挙の無効を主張する申立人において立証する責任がある（最高裁判所昭和23年7月29日判決）。

そこで、当委員会は、こうした観点から、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて検討した。

2 当委員会の判断

申立人は、期日前投票箱の管理に疑義があり、不正開票の可能性があることから、各候補者の得票数の再点検を要求している。

この点、市委員会から提出のあった証拠書類のうち、「期日前投票事務の手引」によれば、期日前投票箱及び期日前投票箱の鍵（以下「投票箱等」という。）の管理方法を事前に定めていたことが確認でき、また、それを裏付ける投票箱等の管理状況の写真もあることから、本件選挙において投票箱等が適正に管理されることが推認される。一方で、前記のとおり、選挙に不正があつた事実については選挙の無効を主張する申

立人において立証する責任があるが、申立人からは不正があつたことを裏付ける具体的な証拠は何ら示されていない。

よって、申立人の主張には理由がない。

なお、申立人は、その余蘊々主張しているが、本件選挙が選挙の規定に違反することにつき具体的な主張をするものではなく、本件選挙の無効原因となり得る事実には直接結びつくものではないことから、いずれの主張も採用できない。

以上のとおり、申立人の主張はいずれも公選法第205条第1項で規定する「選挙の規定に違反すること」に当たらず、本件選挙の効力を無効とする申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和5年7月5日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊 地 秀 樹

公 告

令和五年度土採取現場責任者試験の実施

千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第二条の十三の規定により、令和五年度土採取現場責任者試験を次のとおり実施する。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

一 試験日時
令和五年九月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所
千葉県中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館

三 受験願書の受付期間等
受験願書の受付期間は令和五年八月八日（火曜日）から十五日（火曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和五年八月十五日（火曜日）までの消印があるものに限る。

り有効とする。

四 受験願書の提出先
千葉県中央区市場町一番一号 千葉県商工労働部産業振興課資源対策室（電話〇四三二二二三）二七三二五

令和五年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条の

規定により、令和五年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 試験を実施する免許職種
全職種
- 二 試験科目
学科試験のうち指導方法
- 三 試験日時
令和五年九月二十四日（日曜日）午前十時十五分から午前十一時四十五分まで
- 四 試験場所
千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館
- 五 受験資格
法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、次に掲げる者は、試験を受けることができない。
1 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者
2 受験しようとする免許職種に係る法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができない者
- 六 試験の免除
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十六条の表上欄に該当する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。
- 七 受験申請書の受付期間等
受験申請書の受付期間は令和五年八月十七日（木曜日）から三十日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。
なお、郵送による場合は、八月三十日（水曜日）までの消印があるものに限り有効とする。
- 八 受験申請書の提出先
千葉市中央区市場町一番一号 千葉県商工労働部産業人材課技能振興班
- 九 提出書類
1 受験申請書、履歴書及び受験票（六十三円切手を貼り付けること。）
2 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）
3 受験しようとする免許職種に係る実技試験及び関連学科試験が免除となることを証明する書類
- 十 受験手数料
1 受験手数料の金額
三千百円
- 2 受験手数料の納付方法
三千百円分の千葉県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。
- 十一 合否判定の基準
満点の六割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 十二 合格発表の方法
令和五年十月十三日（金曜日）から十九日（木曜日）まで千葉県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、十月十三日に合否の通知を全員に郵送する。
- 十三 その他
1 受験案内及び受験申請書は、千葉県商工労働部産業人材課技能振興班において配付する。なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験受験案内等請求」と朱書きし、A4判用紙が折らずに入る大きさの返信用封筒（角形二号）に宛先を明記した上で、百二十円分の切手を貼り付けて同封すること。
2 この試験についての問合せは、千葉県商工労働部産業人材課技能振興班（電話〇四三（二二三）二七六二）にすること。

建設業法に基づく処分
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり処分した。
令和五年七月十四日
千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 商号 株式会社清丸
 - 二 主たる営業所の所在地 香取市大倉二、〇五一番地一
 - 三 代表者の氏名 堀越清和
 - 四 許可番号 千葉県知事許可（般一五）第四八五八一号
 - 五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止
1 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
 - 2 期間
令和五年七月一日から三日までの三日間
- 処分の原因となった事実 令和四年六月二十一日に佐原簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第十五号、第十六条の二及び第三十二条第一項第一号の規定により前記法人を罰金刑に処する旨の略式命令並びに同法第二十五条第一項第十五号及び第十六条の二の規定により役員を罰金刑に処する旨の略式命令があり、これらが確定しており、このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

七 処分をした日 令和五年六月十六日

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は令和五年三月二十日に終了した旨通知があった。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

二 作業期間 令和五年一月二十日から三月二十日まで

三 作業地域 野田市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年一月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉地方法務局

二 作業種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間 令和三年十月一日から令和五年一月三十一日まで

四 作業地域 千葉市中央区道場南一丁目及び道場南二丁目

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月八日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉市

二 作業種類 公共測量（基準点復旧）

三 作業期間 令和五年一月二十一日から令和五年三月八日まで

四 作業地域 千葉市若葉区谷当町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月十三日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

二 作業種類 公共測量（用地測量）

三 作業期間 令和五年一月三十日から三月十三日まで

四 作業地域 茂原市長谷

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月十七日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 八千代市

二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）

三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月十七日まで

四 作業地域 八千代市全域

特定調達公告

【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年7月14日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

⑩テレビ広報番組制作・放送業務委託 ⑪千葉県議会事務局総務課 千葉市中央区市場町1番5号 ⑫令和5年6月13日 ⑬千葉テレビ放送株式会社 千葉市中央区都町一丁目1番25号 ⑭42,684,400円 ⑮随意契約 ⑯地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項

第1号

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 購読申込先

〇四三（二二三）二六五八